

令和7年度 国立市立国立第六小学校 学校いじめ防止基本方針

学校いじめ防止基本方針の意義

いじめの問題は、児童が楽しく生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。児童の尊厳を守るために、保護者や地域の皆様と連携して、いじめの問題に真剣に取り組んでいきます。基本方針は、本校におけるいじめの問題を克服し、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法及び国立市いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めます。

いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）と一定の関係にある他の児童（生徒）が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じておこなわれるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身に苦痛を感じているものをいう。

いじめの理解と防止

いじめは、どの学校でも、起こりうるものである。いじめの問題は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することに加えて、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の立場になることもある。いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする。

このため、いじめの防止にあたっては、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図ることが必要である。

いじめ問題への取組の基本的な考え方

いじめは、どの学校でもどの学級でも起こり得るという認識の下、常に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合は速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、被害拡大防止のため早期発見・早期対応を基本として取組を講じることが必要である。

いじめを生まない・許さない学校づくりを行う。

児童をいじめから守り通し、児童のいじめ解決に向けた行動をうながす。

教員の指導力の向上と組織的対応に取り組む。

保護者・地域・関係機関と連携して取り組む。

学校のいじめ防止等の具体的な取組

	未然防止	早期発見・早期対応	基本手順
いじめを生まない・許さない学校づくり	いじめは許さないという教師の強い意志 分かる授業の実施 楽しい学校生活の推進（集会活動、全校遠足） ＳＣによる全員面接（５年生対象） いじめに関する授業（年３回実施） 構成的グループエンカウンターの実施	学級担任・専科・養護教諭・ＳＣの日常的な児童観察 看護当番による日常的な校庭巡回 管理職・日直による日常的な校内巡回 一人ぼっち対策	報告義務の周知 校内委員会・生活指導夕会での報告 いじめ対策委員会の開催 （未然防止のため月１回定期的に開催）
児童のいじめ解決に向けた主体的な行動	児童会を中心とした取組 ・１年生を迎える会　・６年生を送る会 ・縦割り班活動 ・思いやり週間　・オアシスサ運動 いじめ防止標語	いじめは許さないという強い意識と責任感 休み時間の遊びの誘い合い 日々の積極的なあいさつ ていねいな掃除	教師・家族・友達への報告 いじめ１１０番の活用 いじめ対策委員会の開催 （早期発見し緊急時に開催）
教員の指導力の向上と組織的対応	校内研究による授業力向上 ふれあい月間の取組（弁護士によるいじめの授業の実施等） Ｑ－Ｕによる児童の実態把握 授業力向上のための研究会参加 ・初任者研、２・３年次研修、　中堅教諭等資質向上研修Ⅰ・Ⅱ研修　等	いじめアンケートの実施・聞き取り・報告 （６月・１１月・１月の３回実施） 生活指導全体会で児童の実態共有 Ｑ－Ｕによる児童の実態把握 スマイリースタッフの授業支援 児童虐待防止研修　いじめ防止研修 服務研修	いじめられた児童の安全確保 いじめ対策委員会の開催 （未然防止のため月１回定期的に開催）
保護者・地域・関係機関との連携	・道徳授業地区公開講座の実施　・意見交換会 ・意図的・計画的な掲示物・家庭への配布物 ・セーフティ教室 ・地区懇談会・地域巡り	いじめについての共通理解（保護者会） 相談窓口のリーフレット配布	犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案について警察と連携 市教委及び市長部局が実施する調査への協力

学校でのいじめ防止等のための組織

